

第 13 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年1月21日(火) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 玉田 隆良
- 森川 明久

欠席委員 農業委員(1名)

- 9 番委員 倉橋 輝明

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第13回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 13 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、13 番松本雅邦委員及び 14 番廣岡正義委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 5 件となります。報告内容につきましては、先日開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 3 件、4 条申請 1 件、非農地証明願 1 件、農用地利用集積計画の変更についてとなります。

議 長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：95、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡[REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：979 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲受人は太子町内で 3,870 m²の農地で野菜、山椒、水稻を耕作されています。耕作機械については、トラクター、籾乾燥機、籾摺り機を各 1 台、自走式の田植え機 1 台をリースで所有されています。また年間従事日数についても、150 日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 申請地は太子町の総合公園から県道に沿って西へ約 300mに位置しております。

本申請の経緯として、譲渡人の[]が三重県に在住されており、申請地の管理をすることが難しいということで、譲受人の[]に譲渡することになりました。

譲受人は現在、畑を含め4反ほど所有されており、今後も野菜、水稻、山椒の

耕作を[]含め、家族 3 人で続けていくとご本人から確認をしております。

以上のことから、譲受人が効率的に運用すると認められ、周辺地域の農業の効率化、総合的な事業にも支障ありません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：96、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田[]、登記地目：田、現況地目：畑、面積：837 m²、譲受人：[]、譲渡人：[]となっております。譲受人はアメリカでも農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター 1 台、耕耘機 1 台、草刈機 2 台を譲渡人から受贈の予定です。
また農作業従事日数についても、150 日従事されていることを確認しています。
本申請が通った暁にはアメリカから申請地太田に拠点を移すということも確認しております。
事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 申請地はアイビスから約 200m 北西に位置する農地です。
譲渡人の[]さんは高齢で、農地を管理していくことが難しいため、空き家バンクに家と農地を登録して譲渡先を探されており、譲受人[]さんが、田、家、納屋全て購入するということで申請に至りました。
現在、譲受人の[]さんは太子町の出身の方で、アメリカのハワイ州にお住まいです。4 月ぐらいには帰ってきて申請地をご家族で耕作していくということでお話を聞いています。譲受人の母が勝原区丁に在住しており、母、且

那さんと子供さん2人の計5人で太田に移住されるというお話を伺っております。何ら問題なく耕作されると思いますのでご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

檜皮委員 4月に帰ってくるという確証はありますか。

事務局 確証はありませんが、書類上で、今後の計画として、4月から拠点を太子町に移すとのことです。

檜皮委員 譲受人が本当に帰ってきたのか、申請地は問題なく耕作されているかの確認をする必要があると思います。

事務局 そうです。確認が取れれば、事務局から今後総会や地区別で報告いたします。

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：97、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：175㎡、譲受人：■■■■■■■■■■、譲渡人：■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■となっています。

譲受人は太子町内で4,800㎡の農地で水稻、野菜を耕作されています。耕作機械については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台所有されています。また年間従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

森川委員 今回の申請地は、多目的グラウンドから北西に100m、譲受人の■■■■■■■■■■さんの住居から東へ40mに位置しています。

譲渡人の■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■さんは大阪に在住してお

り、今後申請地を維持管理していくことが難しいため、遠縁にあたる■■■■さんへの譲渡の申し出があり、今回の申請に至ったということです。

譲受人の■■■■さんは実家の稲作、野菜作りの作業の手伝いを年間 150 日従事されていることを確認しています。また、申請地の畑は現在、近所の■■■■さん夫妻が家庭菜園をされています。将来的には、譲り受けられる■■■■さんが家庭菜園をされる予定です。

以上のことから本案件について何ら問題はないと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：98、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 4 条申請、農地の所在：太子町吉福■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：631 m²、申請人：■■■■、転用目的：露天資材置場となっています。

申請地は圃場整備区域内に露天資材置場として利用することで設定された非農用地であり、事業計画どおりの土地利用のための転用許可申請となっています。

また、転用目的が露天資材置場であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚本委員 申請地は網干総合車両所から南に 700m に位置します。

申請地は事務局が説明されたように、岩見構下の圃場整備区域に■■■■が農地を持っており、その代替え土地が今回申請された土地で、圃場整備計画時点で非農用地ということで設定されておりました。

申請人に確認し、現状畑で使用されておりますが、資材置き場に埋め立てするため、近隣の農地、水利に埋め立てで迷惑をかけないということで、隣の農地の

所有者にも同意書をもらっております。吉福の自治会長、水利代表、どちらにも同意書をもらっていますので、資材置き場で造成しても何ら問題はないと思います。

議長　ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

議 長 ないようですので、この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。

続きまして、非農地証明願について審議します。事務局は説明をお願いします。

議長 担当委員は説明をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

議 長 この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、証明すると決定します。
続きまして、農用地利用集積計画の変更について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：100、農用地利用集積等促進計画案について、太子町長より農業委員会へ農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条第 3 項の規定に基づき意見を求められています。

申請総数：6 筆、7,847 ㎡、権利種別：使用貸借 6 筆、権利を移転する者：
、権利の移転を受けるもの：、貸付年数：6 年 8 ヶ月、
貸付期間：令和 7 年 3 月 1 日～令和 13 年 10 月 31 日となっています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 令和 7 年の 4 月から利用権が農地中間管理機構を介した貸借に一本化される
が、役場の方で農地中間管理機構を介した貸借を推奨しているのか。

事務局 農業委員会としては、農業委員会だよりに載せるなど、推奨ではないですが、
制度改正の周知はしています。

議 長 この案件について、農用地利用集積計画の変更について意見なしで報告する
こととしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、農用地利用集積計画の変更について意見なしで
報告することで決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、第 13 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田 俊春

議事録署名委員

(13 番松本雅邦委員)

松本 雅邦

議事録署名委員

(14 番廣岡正義委員)

廣岡 正義